

身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書

平成19年4月、改正医療法第19条が施行され、助産所の開設者が嘱託する医師と病院または診療所を定める規定が強化されました。改正は、出産の異常時や救急時などにおける母子の安全を確保することが趣旨です。

しかし、現実には、産科医師、地域の産科病院や診療所が不足する中、助産所が嘱託する医師や病院を個人で確保することは極めて困難です。

問題は、本来機能すべき地域の医療体制、助産師を包含した周産期医療ネットワークの整備や妊産婦・新生児の救急搬送体制が整っていないことにあります。改正法の経過措置期限が過ぎる平成20年3月末以降、助産所は新たな開業はもとより、現在開業している助産所の存続さえ困難になります。

出産の8割は正常分娩であり、助産師が正常分娩を担えることは、日本の母子保健の歴史及び助産師を十分に活用しているオランダ、ニュージーランド、英国などで証明されています。

現在、出産は病院や診療所が主流となっていますが、助産所は妊産婦に寄り添った出産のみならず、その後の子育て支援を行う等、重要な役割を果たしています。身近な地域において、安心して出産できる助産所を失うことは、女性にとっても社会にとっても大きな損失です。

全国の助産所が閉鎖の危機に瀕している緊急事態及び産科医師、助産師、産科病院、診療所、助産所が不足し、「お産難民」が深刻化している現状にかんがみ、以下について要望いたします。

記

- 1 改正「医療法」第19条の施行を、当分の間、凍結すること。(当分の間とは、産科医師や地域の産科病院等の不足解消、または下記2、3が整備されるまでの間をいう)
- 2 参議院厚生労働委員会の附帯決議(平成18年6月13日)に基づき、国及び地方自治体が、責任を持って助産所の嘱託医・嘱託医療機関を確保すること。
- 3 国は、各都道府県の総合周産期母子医療センター、各地域の中核病院や公的医療機関が助産所や診療所からの救急搬送を円滑に受け入れられるよう、

適宜適切な支援を講ずること。

- 4 国は、各都道府県における助産師養成枠の増加と、質の高い助産師教育を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 20 年 3 月 21 日

名取市議会議長 佐藤賢祐

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
厚生労働大臣 殿